

12 国土交通省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1006010	大学に対する建築基準法上の規制緩和	学校法人大学の設立にあたって、オフィス用途の借用ビルを校舎に転用した場合において、特殊建築物の基準を適用除外とするよう、建築基準法の規制緩和を求める。	<p>国がグローバル人材の育成を積極的に推し進めている現在、海外から優れた教育機関がもって日本に進出し、健全な競争が推進される必要がある。海外教育機関が日本に定着するために、学校法人設立は有効だが、その際最も障害となるのが施設の問題である。学校は、建築基準法上の特殊建築物で、通常のオフィスビルにはない、更に厳しい規制がかけられている。学生や生徒の安全のために学校が特殊建築物指定されていることは理解できるが、小中高大全てをまとめて学校として厳しい規制を行うことには疑問がある。大学生は少なくとも18歳程度以上の大人であり、6歳の小学一年生と同様の安全規制は必要なく、オフィス用途の基準を満たしていれば、社会人と同様にその安全性や健康衛生面が守られると考える。大学以上については、オフィス用途基準で可とすることで、海外大学の学校法人大学設立を推進できる。</p> <p>提案理由: 文部科学省は、学校法人設立の際、以前は、校地・校舎を自己所有していることを条件としていたが、現在では一定条件を満たせば借用でも可としている。借用の場合、元々の施設はオフィスビルであることが殆どであり、オフィスビルを特殊建築物の基準に合うように改装するのは、物理的に不可能か、莫大な費用が必要となる。又、基準が社会の現状にそぐわない場合もある。特に他での解決が難しい①自然光の採光(特にビル密集地では実状に合わない)②換気設備③積載荷重④防火性の間仕切り関する特殊建築物の基準を大学に対しては適用除外とすることで、文科省の規制緩和が生かされ、外国大学の学校法人大学設立の道が開かれる。</p> <p>代替措置: 別葉参照</p>		(有)テンブル教育サポートサービス(テンブル大学ジャパンキャンパス)	東京都	国土交通省
1011010	空き家の管理制度の新設	危険な空き家は処分し、活用できる空き家は移住者が有効に活用できるよう、市が整理(管理・処分)できるよう制度構築をする。なお、個人の所有権の問題もあるが民法第162条の所有権の取得時効に依い、適正に管理されておらず10年以上空き家になっているものは、市に所有権を移すことを可能とする。	<p>具体的事業の実施内容・提案理由: 英語教育に特化した取り組みを進めている人口減少区域を対象とし、そこにある適正に管理されていない10年以上の空き家を、市が自由に有効に活用することにより、移住定住者の増加を目指す。</p> <p>提案理由: 本市の昭和地区は平成7年の国勢調査で人口が4,538人であったが、15年後の平成22年の調査では3,625人となっており、-913人(-20.12%)と著しい人口減少区域である。今後さらなる人口減少が加速し、空き家の増加が心配されることである。この区域に、本市独自の試みとして、平成26年度から文部科学省の認可を得て、幼稚園、小中学校が連携しながら特別な英語教育が受けられる取り組みをおこなっており、学区の弾力化により市内外・全国から児童生徒を受け入れ、これまでに学区外から14人の就学・就園しているところである。また、この先進的な教育環境と豊かな自然の中で子育てしたいと願う家族が、移住定住することも進めており、補助制度を来年度からおこなうよう準備をしているところである。そこで、増加している空き家の活用や整理も課題となっていることから、危険な空き家は処分し、活用できる空き家は移住者が有効に活用できるよう、市が整理(管理・処分)できるよう制度構築をする。なお、個人の所有権の問題もあるが民法第162条の所有権の取得時効に依い、適正に管理されておらず10年以上空き家になっているものは、市に所有権を移すことを可能とする。この制度を設けることにより定住促進をすすめる、将来の人口減少と空き家増加の問題の抑制を目指す。</p>		総社市	岡山県	法務省 国土交通省

12 国土交通省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1019010	都市公園における法面への太陽電池発電施設の直接設置規制および付随して設置する蓄電池の地上設置規制の緩和	①都市公園内の法面への太陽光発電施設の直接設置 ②蓄電池の地上設置	<p>■想定する事業 県広域防災活動拠点である公園内に太陽光パネルと蓄電池を設置し、平常時には環境教育に活用しつつ園内施設へ供給する以外の余剰電力を売電し、災害等の非常時には、非常用電源として活用する多目的利用を検討している。本事業では、太陽光パネルは法面に、蓄電池は太陽光パネルを設置した法面または近接した平地に直接設置する。公園内には多くの法面があり、公園内の施設の需要から算出すると、法面の約16%に設置することで公園内の電力需要を賄うことが可能となる。</p> <p>■法規制の内容 太陽電池発電施設が占用物件に追加されたが、既存の建築物に設置し、かつ、建築面積を増加させない場合と限定されている。また、蓄電池の設置可能場所は地下と限定されている。</p> <p>■緩和策 県広域防災拠点として登録されている都市公園に限り、緑地の維持を前提に法面に太陽光パネルの設置可能とすること、また、太陽電池発電施設と組み合わせ蓄電池を導入する場合に限り、法面または近接する平地へ地上設置可能とすること。</p> <p>■規制緩和に関わる代替措置等 ソーラーシェアリングが普及し始めているように、必ずしも緑地に著しい支障を及ぼす設備ではないため、太陽光パネルの設置基準を、ソーラーシェアリングと同等とすれば緑地維持は十分に可能である。また、実現により市民に、緑地と再生可能エネルギーの共存を広く学習する機会を提供することが可能となる。加えて、地域防災の観点からも非常に重要な拠点であるため、太陽電池発電設備および蓄電池の一体導入により、非常用電源の確保が可能となる。</p>		愛知県岡崎市	愛知県	国土交通省
1027020	バスターミナルなど公共交通施設の容積率の特例措置の設置	公共施設であるバスターミナル(都市計画決定施設及び一般バスターミナル指定)や公共交通機関であるタクシー乗場等に対し、特例により容積率の参入の対象から除外する。	<p>○想定する事業 容積率の特例措置の設置により、バスターミナル等の公共交通施設の効率的・効果的な立地促進が可能となり、交通機能の集約化が進むなど、都市機能の集積・高度化の実現が図られる。</p> <p>○現行の規制内容 都市計画決定施設及び一般バスターミナル指定施設であるバスターミナル等の公共交通施設について、建物の容積率の算入対象となることから、空間が限られた都心部での確保にあたり制約を受けている。</p> <p>提案理由 例えば、特定都市再生緊急整備地域内で都市再生特別地区の指定により容積率の緩和は可能であるが、同時に公共貢献が必要となる。バスターミナルやタクシー乗場等の大規模な公共交通施設は平面に大規模な床が必要となるため、空間が限られた都心部において確保することはそもそも困難であり、大きな制約となっている。</p>	リニア・スーパーバスターミナル特区	名古屋市、名古屋鉄道(株)、三井不動産(株)	愛知県	国土交通省

12 国土交通省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1027030	道路の上部空間の活用の際し、沿道への自動車出入口の設置要件の緩和	立体道路制度が適用された一般道路において、沿道への自動車の出入口の設置規制の適用を除外する。	<p>○想定する事業 立体道路制度が適用された既存の一般道路における沿道への自動車の出入りが可能となることにより、自動車利用者によるターミナル施設へのアクセス及び自動車を利用した都心部・圏域へのアクセスなどの利便性が高まりターミナル機能強化が図られる。また、道路上空空間の有効利用が促進されるなど、スーパーターミナルにふさわしい都市機能強化が図られる。</p> <p>○現行の規制内容 立体道路制度が適用された道路では、沿道敷地への自動車の出入りができないこととなっている。 また、自動車の出入口をトンネル部に設置する場合は、国土交通大臣による認定が必要となっている。</p> <p>提案理由 立体道路制度が適用された道路では沿道への自動車の出入りができない構造に規定されており、現在自動車の出入口機能が確保されている場合は、再開発事業に伴いその機能が確保できなくなる。 また、自動車のみの交通の用に供する道路等と既存の道路では交通環境や周辺状況等も大きく異なっているが、自動車の出入口をトンネル部に設置する場合は一律に国土交通大臣による認定が必要となっており、既存道路における立体道路制度の活用にあたって阻害となっている。</p>	リニア・スーパーターミナル特区	名古屋市、名古屋鉄道(株)、三井不動産(株)	愛知県	国土交通省
1027040	交流機能に資するホテルや会議・展示施設の立地促進	一定水準を満たすホテル又は会議・展示施設に対し、特例により容積率の参入の対象から除外する。	<p>○想定する事業 容積率の特例措置の設置により、リニア中央新幹線の駅ができる名古屋駅周辺の限られた用地において、容積率関連規制によらずにホテルや会議・展示施設の積極的な立地促進が可能となり、国際的なビジネス活動拠点の形成が進むなど、スーパーターミナルにふさわしい都市機能強化が図られる。</p> <p>○現行の規制内容 容積率関連規制により、空間に限られた都心部の限られた用地において、ホテル又は会議・展示施設等の整備にあたり制約を受けている。</p> <p>提案理由 例えば、特定都市再生緊急整備地域内で都市再生特別地区の指定により容積率の緩和は可能であるが、同時に公共貢献が必要となる。国際的なビジネス活動拠点にはホテルや会議・展示施設の整備が必要不可欠であるが、平面に大規模な床が必要になるため、リニア中央新幹線の駅ができる名古屋駅周辺の限られた用地において確保することはそもそも困難であり、大きな制約となっている。</p>	リニア・スーパーターミナル特区	名古屋市、名古屋鉄道(株)、三井不動産(株)	愛知県	国土交通省

12 国土交通省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1027050	地下街の安全性・快適性の向上・強化の促進	地下街の部分的な改修に際し、建築基準関係規定の遡及適用を柔軟に運用する。	<p>○想定する事業 建設年が古く既存不適格である地下街の改修にあたり、建築基準関係規定を部分的に満たさなくても問題ないものとする事で、地下街の改修が可能となり、安全性・利便性等の向上・強化の促進が図られる。</p> <p>○現行の規制内容 古く既存不適格である地下街について、確認申請手続きが必要な増築や大規模修繕等の改修を行う場合、過去に設置された構造物や設備についても遡って現行の建築基準関係規定への全適合が求められるため、改修が進んでいない。</p> <p>提案理由 建設年が古く既存不適格である地下街においては、例えば通路幅員が5m未満や天井高さが3m未満の箇所がある、排煙設備の能力が不足しているなど、その構造や設備が現行法に適合していないケースが多い。 これらの地下街を改修しようとする場合は現行の建築基準関係規定に全適合させる必要があるが、膨大な費用負担や物理的な空間不足などの理由により、改修が進まない状況にある。</p>	リニア・スーパーターミナル特区	名古屋市、名古屋鉄道(株)、三井不動産(株)	愛知県	国土交通省
1027060	地下街の安全性・快適性の向上・強化の促進	地下街と沿道建物を接続する場合の取扱いについて、地下街ごとに異なる安全性等の状況に応じた性能評価により柔軟に運用する。	<p>性能評価による柔軟な運用により、地下街に接続している特定防火対象物の再開発が促進され、地下街と再開発建物が一体となって地下空間の安全性の向上が図られ、都市機能の集積・高度化が進むなど、ターミナル機能強化に寄与する。</p> <p>提案理由 特定防火対象物の地階と地下街が接続している場合の特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなすかどうかの取扱いについて、既存地下街の安全性に関わらず、全国一律の仕様規定になっているため、地下街に接続している特定防火対象物の再開発にあたって制約を受けている。</p>	リニア・スーパーターミナル特区	名古屋市、名古屋鉄道(株)、三井不動産(株)	愛知県	総務省 国土交通省

12 国土交通省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1028020	道路法及び高速自動車国道法の規定に基づく立入りの制限等の緩和及び道路法施行令の規定に基づく道路占用許可基準の緩和	津波の到達の恐れがある場合に、住民等が高速自動車国道に避難のために自動車以外の手段(主に徒歩)で立ち入ることを容認してもらいたい。 併せて、道路法施行令に規定される「津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設」として、道路面に立ち入る構造となる津波避難施設(橋梁部に昇る階段、退避スペース及び道路内に立ち入るための扉等)の整備を容認していただきたい。	①提案の背景: 愛知県西部には広大なゼロメートル地帯が広がり、また、周囲に高層建築物も少なく、大きな津波が発生した際の避難場所を十分に確保しづらい状況にあるため、高速道路施設(法面、橋梁・橋脚、高架下等)を避難場所として活用することで、効率的な津波避難対策を講じることができる。 ②提案の趣旨: 現行、高速道路への人の立ち入りが制限されているところ、ゼロメートル地帯の高速道路(東名阪自動車道等)に限り、大津波警報が発表され、かつ対法に基づく避難の指示等がなされた場合、避難のための路面上への立ち入り(主に徒歩)を容認してもらいたい。 ③関連措置: 高速道路の路面に立ち入ることを念頭においた津波避難施設(橋梁部に昇るための階段、退避スペース、道路面に立ち入るための扉等)を沿道自治体等が整備する場合、「津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設」の一つとして、道路占用許可物件にお認めいただきたい。 ④緩和が実現した場合の効果 市町村が高速道路を津波からの避難場所として使用する場合の方法(選択肢)が広拡大する。		愛知県	愛知県	国土交通省
1030060	規制緩和等による新たな都市農業の展開	都市農業の振興と多面的機能を持つ都市農地の保全を図るため、生産緑地の基準を緩和すること。	都市農業の振興と多面的機能を都市農地の保全を図るため、地域の実情に応じた生産緑地地区指定面積要件を緩和するとともに、自己都合によるならず、既指定地区が面積要件を欠いた場合の生産緑地地区指定の継続を行う。 提案理由: ・自己都合ではなく、農地面積が1団で500㎡以上という生産緑地の指定面積要件を欠いた場合も生産緑地指定が解除され、農業継続が困難になる。 ・市民農園や本人以外の者への賃借により農地利用が担保された場合でも所有者本人の生涯にわたる営農という条件に抵触するため、本人の営農継続が困難になった場合、都市部の緑の保全や景観など多面的機能が阻害される。 上記の事態を回避し、農業の継続、農地の確保を図るために、規制緩和が必要である。		兵庫県	兵庫県	国土交通省

12 国土交通省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1032030	「道の駅」の設置者についての要件緩和	「道の駅」登録・案内要綱において、「道の駅」の設置者は、市町村又は市町村に代わり得る公的な団体とされているが、市町村に代わり得る公的な団体として農業協同組合を対象に加える。	<p><背景> 地方の過疎化・高齢化が進展し、社会的・経済的活力が低下するなか、地域の基幹産業である農林水産業を基軸とした産業の振興を推進することは、地域活性化を図るうえでは不可欠である。 地域農業者の出資により設立された農協は、農村地域の核となる法人として農業生産の振興のみならず、直売所の設置による販路拡大や6次産業化を目指した農産加工等の幅広い事業に取組み、地域経済の振興にも大きく寄与している。 昨今の経済情勢から、新たな産業や企業の誘致等が見込みにくいなか、地域内発型の産業振興を進める必要があり、農業協同組合が行うこれらの事業を、産業振興や地域内雇用の拡大などの視点からもさらに支援していく必要がある。</p> <p><提案理由> 地域農業の振興のため、県内においても農協が直売所を開設しているケースは多くみられ、これらについては比較的大きな道路に面し、駐車場やトイレ、情報提供等「道の駅」に求められる機能をすでに備えているものも多い。 これらを農協の所有・管理のまま「道の駅」の登録することで、県内外の消費者に対するPR効果により集客効果高まることから、生産振興と6次産業化による地域活性化が図られる。</p>	農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト	熊本県	熊本県	国土交通省
1035010	区域区分の変更に係る国土交通大臣への協議及び同意の緩和	国土交通大臣への協議及び同意は区域区分の変更面積が大規模な場合に限定し、小規模な場合は、協議及び同意を不要とする。	<p>県内の圏央道の整備により、企業立地ニーズは高い状況にある。 しかし、産業地が不足しており、企業誘致を推進する上で産業基盤の迅速な整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>【現行制度】 区域区分の変更は地形地物の変更など軽易なものを除き、全て国土交通大臣の同意を得なければならない。 同意協議に要する標準処理期間は事前協議が60日、本協議が30日とされ、非常に期間を要しており、立地予定企業の事業計画等に多大な影響を与えている。</p> <p>【提案事項】 国土交通大臣への協議及び同意は区域区分の変更面積が大規模な場合に限定し、小規模な場合は協議及び同意を不要とすること。 例えば、大規模な場合は、都市計画運用指針における一つの住区を形成する最低限の規模である面積20ha以上を目途とすることが考えられる。 なお、農林漁業との調整はこれまで通り、県の都市計画部局と農林部局の協議を行う。</p> <p>【効果】 手続き期間が短縮されることで、産業基盤整備や企業誘致が速やかに行える。</p>	—	埼玉県	埼玉県	国土交通省

12 国土交通省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1001010	特殊車両の製作、登録、通行許可基準の緩和	運搬する貨物が分割可能な単体物品であるか否かに関わらず、特殊車両に係る規格のうち、車両の幅に関する基準(最大3.5mまで)を緩和していただきたい。	<p>特殊車両について、現行、構造改革特区による規制の特例措置である「1205(1204、1221)重量物輸送効率化事業」を活用することにより、運搬する貨物が分割可能な単体物品であるか否かに関わらず、車両総重量、軸重等については特殊車両通行許可限度算定要領による限度を超えた製作、登録、通行が認められているが、車両の幅については構造改革特区による特例が認められておらず、車両の幅の上限が3.5m(特殊車両の許可を得た場合)と定められていることにより、輸送する重量物の形状によっては、荷卸し、荷積み、輸送の効率化が十分図られないケースが見受けられる。については、交通安全上問題ないと思われる公道を横断する場合に限り、運搬する貨物が分割可能な単体物品であるか否かに関わらず、特殊車両通行許可限度算定要領に定める車両の幅以上の特殊車両の製作、登録、通行が認められるよう、基準を緩和していただきたい。(車両の幅について、少なくとも3.8mまで認められるようにしていただきたい。)</p> <p>この規制緩和により、より重量物輸送の効率化が図られ、大型車両の通行量削減による渋滞緩和、CO2削減による環境改善等に寄与することが期待される。</p>		<p>新日鐵住金株式会社 棒線事業部 金石製鉄所</p> <p>日鉄住金物流金石株式会社</p>	岩手県	国土交通省
1027010	鉄道駅の上部空間の活用時における鉄道事業者以外の第三者の参画促進	自己所有地に対して、鉄道事業で使用する部分を明示化する区分地上権設定を可能にすることで、鉄道駅のある土地への鉄道事業者以外の第三者の権利設定を緩和する。	<p>○想定する事業 鉄道事業者の所有する鉄道駅のある土地の開発事業への鉄道事業者以外の第三者の参画が促進されることにより、空港アクセス等の利便性向上を実現する駅改良やポテンシャルを活かした都市機能の集積・高度化が進むなど、ターミナル機能強化が図られる。</p> <p>提案理由 鉄道財団組成土地を含む共同開発事業については鉄道抵当法(制度)により、鉄道事業者の所有する土地の開発事業における鉄道事業者以外の第三者の権利設定が禁止されているため、鉄道事業者以外の第三者にとって建物不動産権利が不完全な状況となり、事業参画のハードルとなっている。 また、抵当権者の同意を得て、鉄道財団より鉄道事業をおこなう機能を損なうことのない資産を一旦分離し、鉄道事業に必要な範囲の区分地上権等を設定し財団に組込む運用改善スキームにおいても、財団分離に伴う譲渡益課税等が発生する問題により、鉄道事業者以外の第三者との共同開発の事業推進に向けた合意形成が阻害されている。</p>	リニア・スーパーターミナル特区	名古屋市、名古屋鉄道(株)、三井不動産(株)	愛知県	法務省 国土交通省

12 国土交通省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1030010	自家用有償旅客運送の登録要件の緩和	市町村が地域に必要な運送であると認め、かつ、市町村もしくは市町村が認める団体が、一の小学校区の範囲内に限って実施するもので、実施前に地域公共交通会議または運営協議会で報告した場合には、自家用有償旅客運送の登録を認めるよう要件を緩和する。	<p>自家用有償旅客運送を実施するための道路運送法第79条の4第1項第5号について、市町村が地域に必要な運送であると認め、かつ、市町村もしくは市町村が認める団体が、交通空白地帯である一の小学校区の範囲内に限って実施するもので、実施前に地域公共交通会議等で報告した場合には、合意形成を経ず自家用有償運送旅客運送ができる旨の特例を設ける。</p> <p>提案理由:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市緑台小学校校区にある多田グリーンハイツ団地では、高齢化が進んでおり、ショッピングセンターから半径約1km以内の限られた地域ではあるが、バス停から500m以上離れた住宅もある交通空白地域である。そのため、自治会を中心に買い物に行くための移動手段確保を検討してきた。 ・当初検討していた方法は、国との協議のなかで、有償運送になるとの意見があり、道路運送法に基づく有償運送を実施するためには、協議会等での合意が必要となっていた。 ・しかし、自治会は、協議会等の構成員の合意を得られる見込みがないと判断し、道路運送法上の許可もしくは登録を要しない運送(無償運送)での対応を検討している。 ・このように、限られたエリアでの自家用有償旅客運送は、既存のバス事業者やタクシー事業者への影響も極めて少ないと考えられるため、道路運送法の地域公共交通会議または運営協議会の合意に関する規定を緩和することにより、事業者等の合意が得られない場合であっても、市町村が地域にとって必要と考える一定の区域内の有償運送を市町村もしくは市町村が認める団体が実施できるようにすることで、地域公共交通の確保を図る。 		兵庫県	兵庫県	国土交通省
1030020	国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の内航フィーダー網強化	地方港－阪神港間を運行する内航フィーダー船の新造時に義務づけられている納付金の廃止	<p>阪神港を利用する内航船として新たに建造される船舶には納付金を免除し、外航船と同じ条件にする。</p> <p>提案理由:</p> <p>内航船として新たな船舶を建造する際には納付金が必要である。一方、外航船として新たな船舶を建造する際には納付金は不要になっている。この納付金が高額であることから、内航船の建造コストが上昇し、内航船の輸送コスト上昇につながっている。このことが地方港と釜山港間の貨物量が増える一因となり、阪神港の国際競争力の低下を招いている。</p>		兵庫県	兵庫県	国土交通省

12 国土交通省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1030042	播磨灘における船舶の航行にかかる規制の緩和	播磨灘沿海区域の全部または一部の平水区域化等を求める。	<p>兵庫県は、瀬戸内海、日本海に面し、風光明媚な風景、文化等を有した県であり、クルーズツアーの実施に適した条件を有していることから、クルーズツーリズムを推進し、地域経済の活性化を図るため、播磨灘沿海区域の全部または一部の平水区域化等を求める。</p> <p>提案理由： ・播磨灘における沿海区域の全部又は一部が平水区域に変更されることで、平水区域に限定して使用が許可されている船舶が播磨灘を通過することが可能となり、クルーズツーリズムの振興が図られることで、本県の経済活性化に寄与する。</p>		兵庫県	兵庫県	国土交通省
1036010	過疎地域における人・物の効率的運送に向けたデマンド運行の規制緩和	過疎地域等における、旅客、貨物の運送手段は限られていることから、区域内を運行している旅客のための車両を効率的に利用できるような旅客予約の無いデマンド運行便での貨物のみの運送を可能とする。	<p>地域内の事業者が一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、運行しており、その運行形態は、便ごとに発車時間が設定されているが、地域のニーズに応じたデマンド運行となっている。</p> <p>「一般乗合旅客自動車運送事業」であるため、旅客運送に付随した貨物は運送可能であるが、デマンドのため、旅客予約の無い場合は車両自体が運行しないことから、定期的な貨物運送はできないとの解釈が運輸支局から示されている。</p> <p>今回の事例は具体的には農産物を地域内の道の駅に出荷するものであり、高齢者の生きがい対策として実施するものである。</p> <p>デマンド運行の旅客予約の無い便においても貨物のみの運送を可能にすることにより、運送手段の限られた過疎地域等において一定の運送手段(初期投資なしに貨物についても定期的な貨物運送形態)が確保されるとともに、予約がなければ稼働しない車両を有効に活用することが可能となる。</p> <p>提案理由： 内子町では、デマンド運行地域において旅客予約の無い場合であっても朝の初便で、山間地からデマンド運行地区内の道の駅まで農産物を運びたい。 なお、現行法においては、「旅客の運送に付随」する範囲については明示されていない。</p> <p>代替措置： 運送に係る安全面については、現時点において旅客輸送上の安全性は確保されている車両であることから(旅客のある場合は既に付随した運送が可能)、安全面に対する更なる検討の必要性はないと考えられる。 なお、貨物に係る補償については、現在、一般乗合旅客自動車運送事業について標準約款に荷物に関する責任条項が規定されていることから同等の措置をとれば問題ないものとする。</p>		内子町、愛媛県	愛媛県	国土交通省

12 国土交通省(構造特区第26次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1036020	過疎地域における人・物の効率的運送に向けた自家用有償旅客運送の規制緩和	自家用有償旅客運送登録車両においても、道路運送法第4条許可事業者車両と同様に、少量の貨物運送を可能とする。	<p>過疎地域等において「一般乗合旅客自動車運送事業」に代わって普及している旅客運送である「自家用有償旅客運送」については、「一般乗合旅客自動車運送事業」とは異なり、道路運送法第82条の規定が適用されないため、定時定路線運行であるにもかかわらず旅客運送に付随する貨物の運送ができないとされている。</p> <p>「一般乗合旅客自動車運送事業」に求められる安全基準と同一ではないが、「自家用有償旅客運送」においても、旅客を運送するために必要な基準は満たしていることから、「付随する貨物の運送」を可能とすることに対し、更なる安全性の確保という検討の必要はないものとする。</p> <p>提案理由：内子町では、町営バス、福祉バス(路線定期/自家用有償旅客運送登録)では、道路運送法第82条の規定が適用されないため、定時定路線運行の車両において、旅客の運送に付随していても、貨物の運送ができない。</p> <p>代替措置： 運送に係る安全面については、現時点において旅客輸送上の安全性は確保されている車両であることから(旅客のある場合は既に付随した運送が可能)、安全面に対する更なる検討の必要性はないと考えられる。 なお、貨物に係る補償については、現在、一般乗合旅客自動車運送事業について標準約款に荷物に関する責任条項が規定されていることから同等の措置をとれば問題ないものとする。 また、定時性の確保については、積込みは出荷者が行い、出荷先での荷下ろしは道の駅の物販関係者が行う等、運転手のみに頼らない体制とすることで対応する。</p>		内子町、愛媛県	愛媛県	国土交通省
1041010	地方自治体が主催する旅行の旅行業法の適用除外	地方自治体が主催する場合は、出発地、目的地及び帰着地が当該市町村内であれば、旅行業法の規定に関わらず、自治体が旅行の企画、実施及び募集をできるものとする。	市町主催で婚活イベントを企画する場合に、パーティーだけではなく当該市町内の神社や観光施設等と一緒に訪問するケースが多い。その際、主催自治体が参加者から料金を徴収し、移動にバスを使用すれば、旅行業法の「旅行」に該当し、市町は企画、実施及び募集を行うことができない。		佐賀県	佐賀県	国土交通省